

# 持続可能な地域公共交通の実現に向けて

---

令和3年8月23日

九州運輸局 交通政策部 交通企画課

# 1. 地域公共交通の現状

取扱注意 (禁無断転載)

## 鉄道 (JR九州)



普通列車 (電車)  
(豊肥本線)



在来線特急列車  
(特急「ソニック」)

## フェリー



旅客船  
(やまさ海運「三池島原ライン」)



カーフェリー  
(島鉄フェリー)

## バス・タクシー



乗合バス (路線バス)  
(堀川バス)



コミュニティバス  
(西米良村営バス)

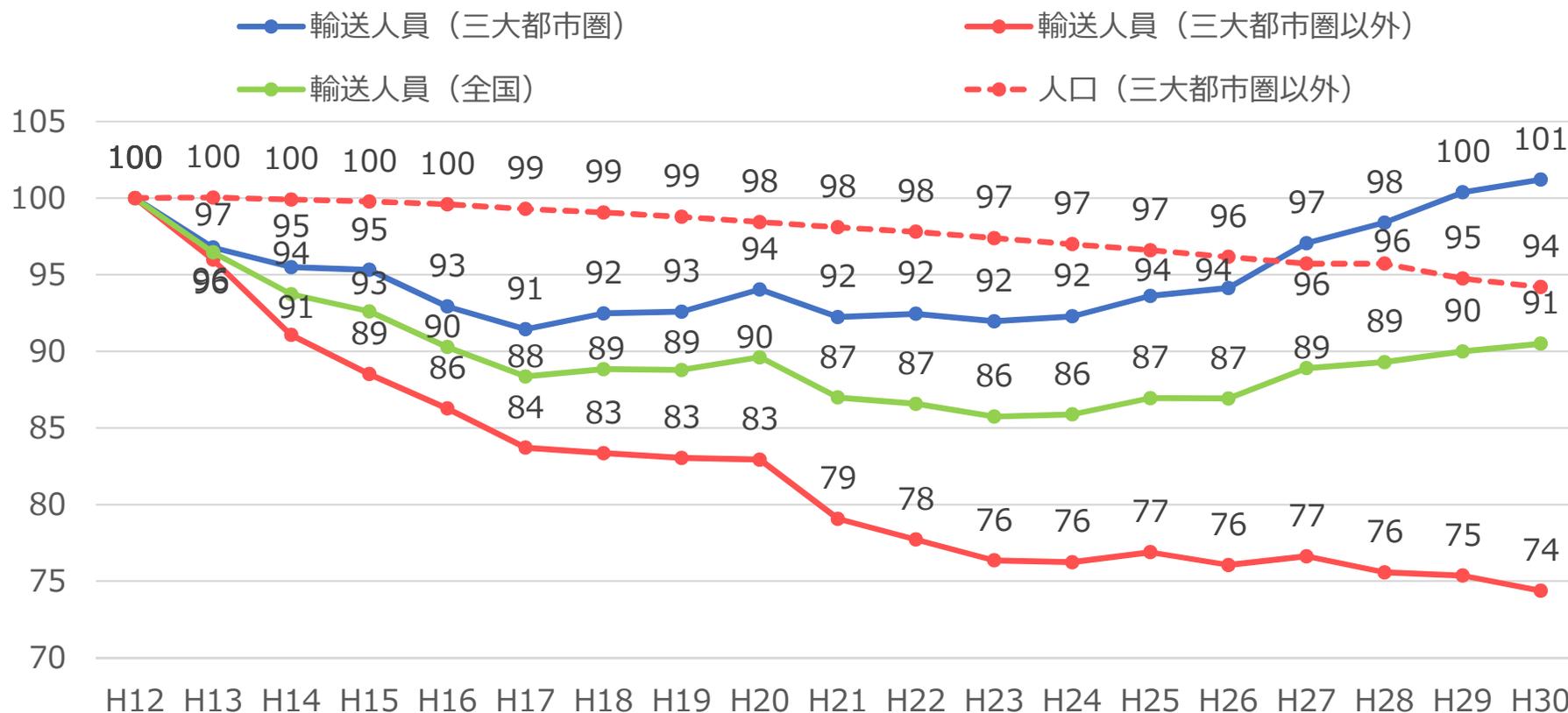


タクシー  
(第一交通産業)

- 路線バス事業の輸送人員は軒並み大幅な下落傾向であるが、特に地方部の減少は激しい。
- 一方、三大都市圏の輸送人員は近年、増加傾向。

## バスの輸送人員の減少

乗合バス（平成12年度を100とした輸送人員）



※「三大都市圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県を指す

（出典） 「総務省統計局人口推計」「自動車輸送統計年報」より国土交通省作成

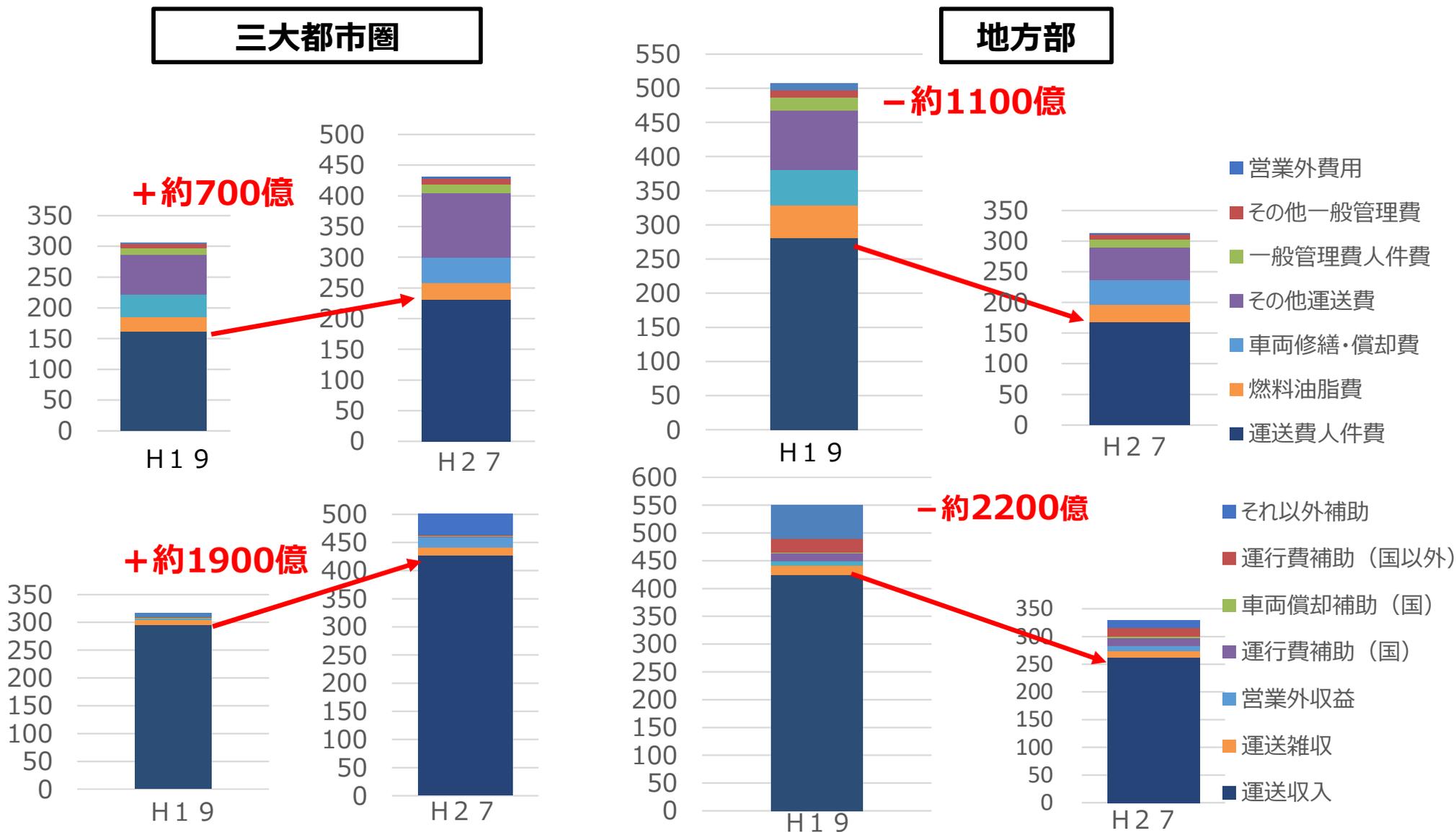
- 平成19年から平成28年の間で、**大都市圏では費用増加しているが収入も増加。**
- 一方、**地方部では費用が減少しているが、それを上回って収入も減少。**特に、**人件費の圧縮が顕著。**

費用

収入

三大都市圏

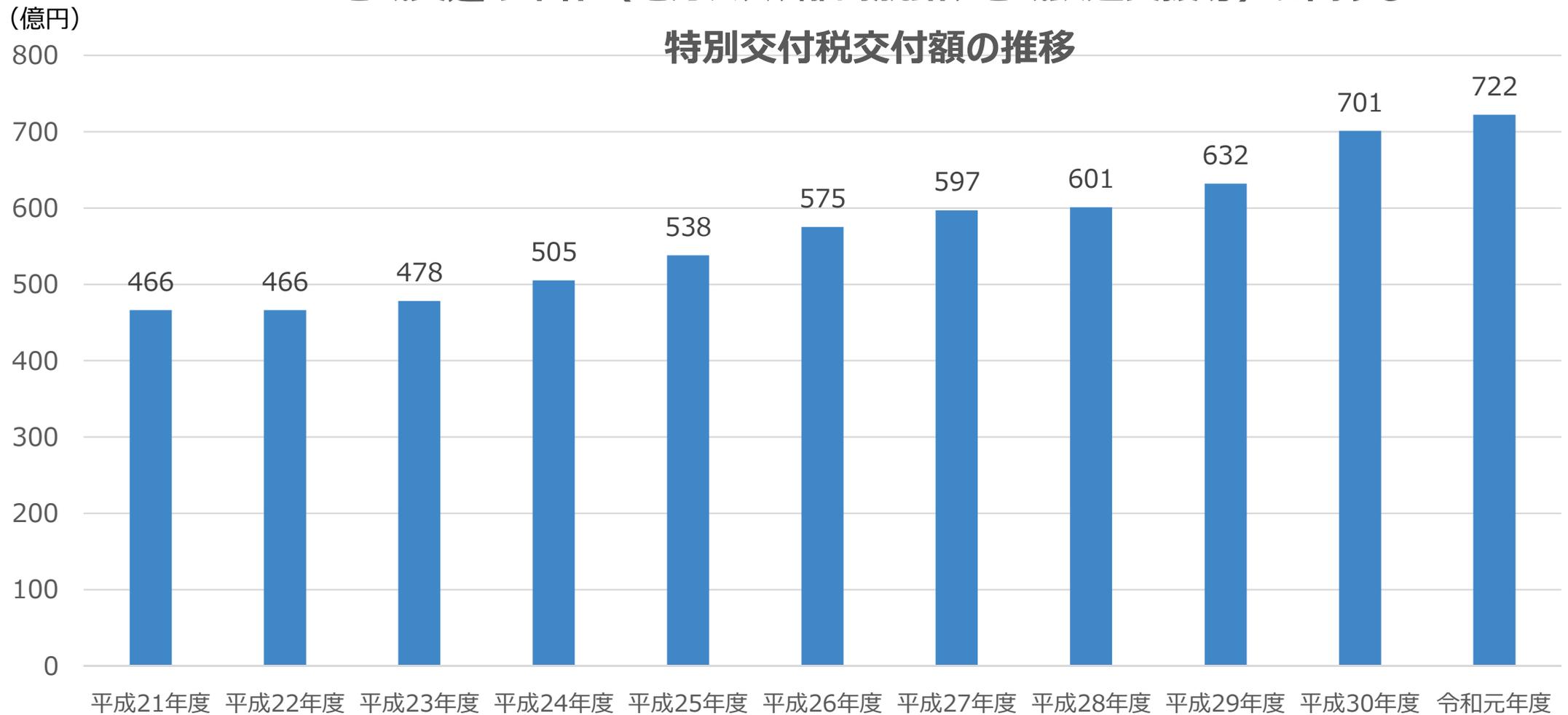
地方部



※保有車両30両以上事業者。いずれも単位は10億円。

- 地方バス路線の運行維持については、地方公共団体が負担する額の80%が、特別交付税の対象になりうる。
- 自治体が地域交通の確保（地方バス、離島航路支援等）に関する「特別交付税交付額」は毎年増加傾向にあり、**10年間で約55%増加している。**

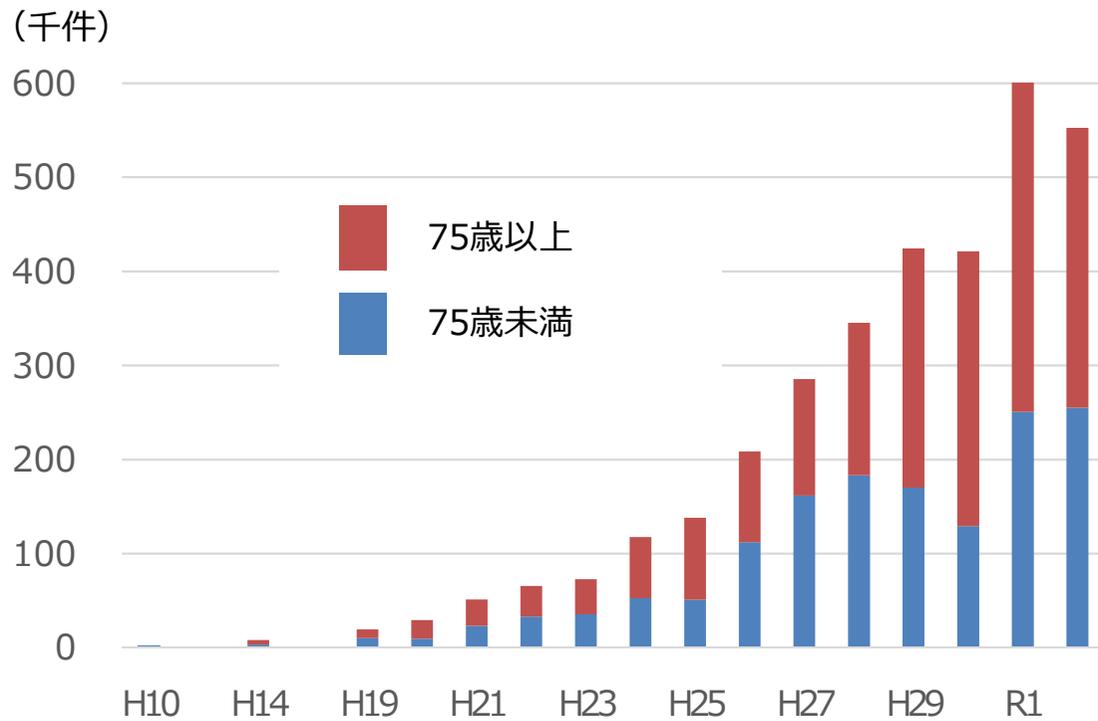
## 地域交通の確保（地方バス、離島航路、地域鉄道支援等）に関する 特別交付税交付額の推移



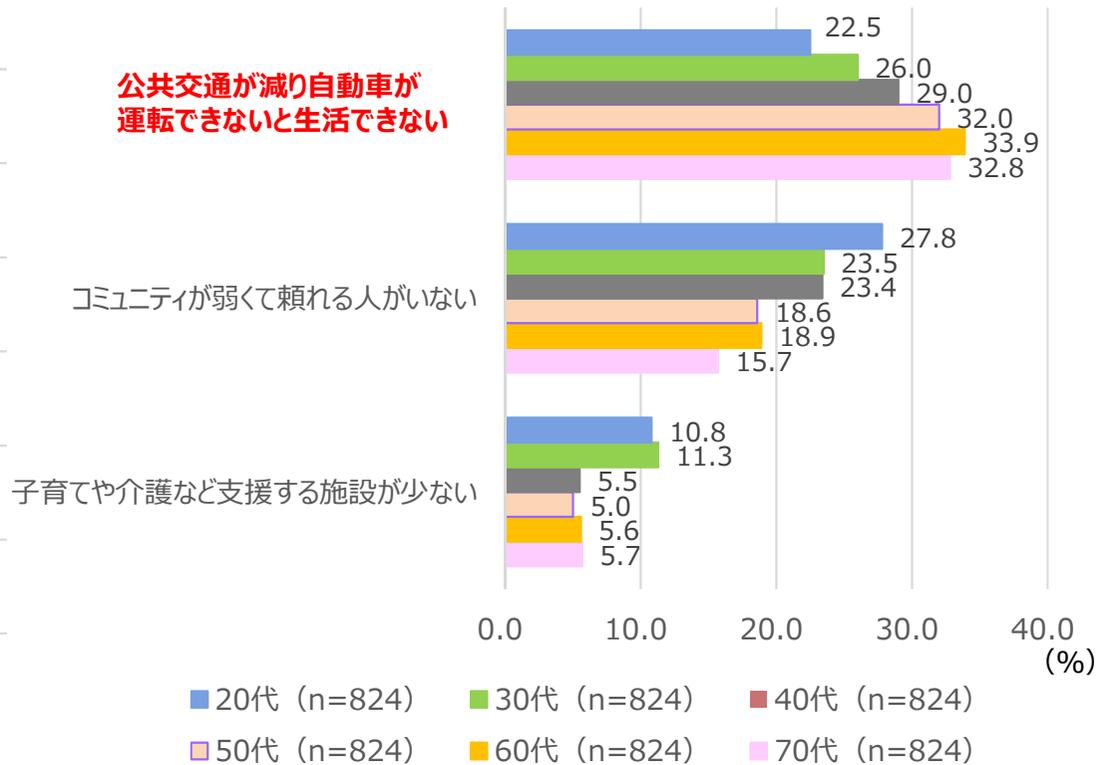
※総務省資料より、国土交通省総合政策局作成

- **高齢者の免許返納の数は、近年大幅に増加。**
- **高齢者を中心に、公共交通がなくなると生活できなくなるのではないか、という声大きい。**

免許返納は年々増加  
(申請による運転免許の取消件数の推移)



現居住地に対する将来の不安は、公共交通の減



(出典) 警察庁公開資料より、国土交通省総合政策局作成

(出典) 国土交通省総合政策局作成

## 2. 地域公共交通の維持に向けて

## 地域公共交通活性化再生法

この法律は、……持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

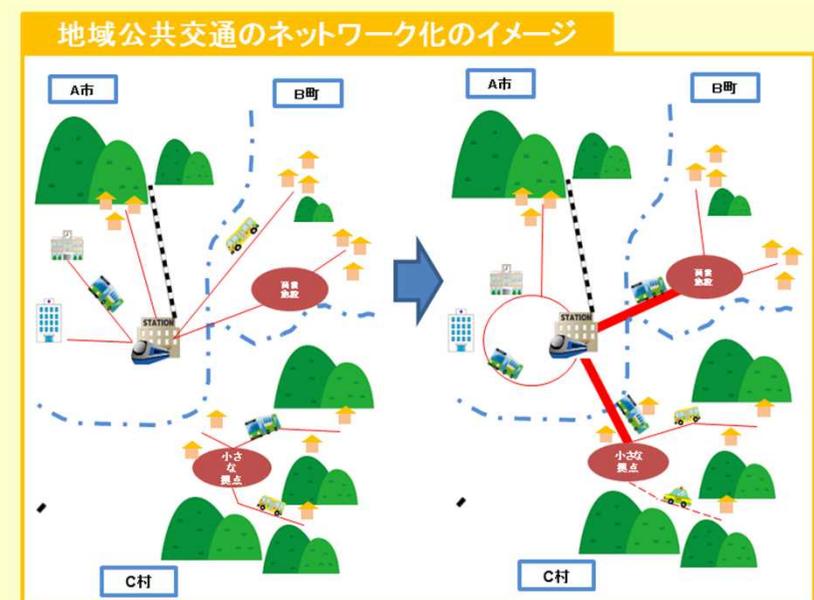
### 第4条（国等の努力義務）

- 国は、……地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要となる情報の収集、整理、分析及び提供、助言その他の援助、研究開発の推進並びに人材の養成及び資質の向上に努めなければならない。
- 都道府県は、……各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うとともに、必要があると認めるときは、市町村と密接な連携を図りつつ主体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならない。
- 市町村は、公共交通事業者等その他の関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ主体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならない。
- 公共交通事業者等は、自らが提供する旅客の運送に関するサービスの質の向上並びに地域公共交通の利用を容易にするための情報の提供及びその充実に努めなければならない。

### ポイント

地方公共団体（都道府県、市町村）が中心となり、公共交通事業者等の関係者と連携して、地域の公共交通ネットワークを再構築

公共交通の利便性・効率性の向上を図り、  
持続可能な移動環境を形成  
地域社会の活力の維持・向上



- 地域公共交通計画は、地域公共交通活性化再生法（令和2年11月改正）に基づき、地方公共団体が作成する「**地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿**」を明らかにする**地域公共交通のマスタープラン**。
- 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するよう**努めなければならない（努力義務）**

## 地域公共交通計画のポイント

- ◆ **まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保**
  - ・コンパクトシティ等のまちづくり施策との一体的推進
  - ・**観光振興施策との連携**
  - ・**地域公共交通施策と福祉施策の一層の連携**
- ◆ **地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保**
  - ・公共交通をネットワークとして捉え、**幹線・支線の役割分担の明確化**
  - ・ダイヤや運賃等の改善による**利用者の利便性向上**
- ◆ **地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ**
  - ・従来の公共交通サービスに加え、**地域の多様な輸送資源を最大限活用**
  - ・**MaaSの導入等、新たな技術を活用**した利用者の利便性向上
- ◆ **住民の協力を含む関係者の連携**
  - ・法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の地域の関係者と協議
  - ⇒ **地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ**



- ◆ **利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等を規定 ⇒ データに基づくPDCAを強化**

## 地域旅客運送サービス

### 公共交通機関



鉄軌道



路線バス



旅客船



コミュニティバス



デマンド交通



乗用タクシー



自家用有償旅客運送



福祉輸送、スクールバス、病院商業施設等の送迎サービスなど



⇒ **国が予算・ノウハウ面を支援、地域の取組を更に促進**

## 法定協議会とは

地域公共交通に関わる多様な主体が、地域公共交通の最適かつ持続可能なあり方について、総合的に検討、合意形成を行い、その合意がなされた取組を実施するために、各主体間の意見調整を図る場です

※法定協議会には

応諾義務

結果尊重義務

があります

- ①地方公共団体、関係する公共交通事業者、自家用有償旅客運送者、道路管理者、港湾管理者
- ②（必要に応じて）関係する都道府県、公安委員会、住民、**高齢者や障害者を含む公共交通の利用者、福祉・介護関係事業者**やNPO、商業施設、地元企業、**病院**、学校、観光事業者等
- ③（地方公共団体の内部では）交通部局、まちづくり、観光振興、**健康、福祉**、環境等を管轄する幅広い部局

※構成員について、策定しようとする地域公共交通計画の内容等に基づき柔軟に選任することが可能です。

- **地域公共交通を巡る状況は深刻。**  
地域公共交通があることは当たり前ではない。  
将来にわたり地域公共交通を維持していくため、  
地域のすべての人が「自分ゴト」として考える必要。
- **地域公共交通に関する課題を解決するための万能薬はない。**  
地域の関係者が集まり、  
オーダーメイドの処方を考えることが重要。  
その際、マーケットイン(利用者目線)の発想を忘れない。